

【2】学芸員資格の取得について

- (1) 学芸員は、国・公・私立等の博物館等において、資料の収集・保存・管理、展示、調査研究、教育・普及活動等の専門的業務に従事する。
- (2) 学芸員の資格を取得するには、博物館法施行規則の定める科目（①表）19 単位、併せて教育学部の定める科目（②表）、工学部の定める科目（③表）ならびに農学部 of 定める科目（④表）について 2 科目区分以上にわたる 8 単位以上を修得しなければならない。
②表～④表の科目については、所属学部のもを受講することを原則とする。なお、工学部及び農学部の学生で、文化史、美術史の科目区分の単位修得を希望する場合については、他学部受講の手続きの上、受講することができる。
- (3) 博物館実習は、「博物館実習履修要項」により実施する。なお、博物館実習を履修するためには、原則、次の 2 つの条件を満たしていなければならない。
 - ・①表の科目のうち、博物館実習を除く科目の単位の 12 単位以上を、修得しているか修得見込みであること。
 - ・②表～④表の科目のうち、2 科目区分以上にわたる科目の 4 単位以上を、修得しているか修得見込みであること。
- (4) 所定の単位を修得した者には、卒業後、願い出により「学芸員に関する科目の単位修得証明書」を交付する。

①表 博物館法施行規則の定める科目

博物館法施行規則が定める科目 ()内は単位数	宮崎大学の授業科目	単位数	配当学年
生涯学習概論(2)	生涯学習論	2	2 年次前学期
博物館概論(2)	博物館概論	2	2 年次前学期
博物館経営論(2)	博物館経営論	2	3 年次前学期
博物館資料論(2)	博物館資料論	2	3 年次集中
博物館資料保存論(2)	博物館資料保存論	2	3 年次集中
博物館展示論(2)	博物館に学ぶ「モノの見方と見せ方」	2	2 年次後学期
博物館教育論(2)	「人生の各ステージにおける学び」と博物館	2	2 年次後学期
博物館情報・メディア論(2)	博物館情報・メディア論	2	2 年次集中
博物館実習(3)	博物館実習Ⅰ	2	4 年次通年
	博物館実習Ⅱ	1	4 年次通年
単 位 計		19	

注 1) 「生涯学習論」、「博物館概論」、「博物館に学ぶ『モノの見方と見せ方』」、「『人生の各ステージにおける学び』と博物館」は教養教育科目。そのうち、「博物館に学ぶ『モノの見方と見せ方』」、「『人生の各ステージにおける学び』と博物館」は、1 年後学期でも受講できるが、資格取得を希望する者は、2 年前学期に「博物館概論」を受講した後に、上記①表のとおり 2 年後学期に受講することが望ましい。

②表 教育学部の定める科目

科目区分	教育学部の授業科目	単位
文 化 史	日本史概論	2
	日本史特論	2
	外国史概論	2
美 術 史	美術鑑賞基礎(鑑賞、日本の伝統美術、アジアの美術を含む)	2
	美術理論Ⅱ	2
	美術理論Ⅲ	2
物 理 学	物理学概論Ⅰ	2
	物理学概論Ⅱ	2
化 学	化学概論Ⅰ	2
	化学概論Ⅱ	2
生 物 学	生物学概論Ⅰ	2
	生物学概論Ⅱ	2
地 学	地学概論Ⅰ	2
	地学概論Ⅱ	2

注1) 配当学年については学科等で異なるものがあるので、各自確認の上、受講すること。

③表 工学部の定める科目

工学部教務・学生支援係へ問い合わせること

④表 農学部定める科目

農学部教務・学生支援係へ問い合わせること

【博物館実習履修要項】

博物館実習は次により実施する。

授 業 科 目	学 期		計	実 習 内 容
	前	後		
博物館実習Ⅰ	2 (通年・集中)		2	学内実習（実習Ⅱに必要な基礎的知識や技術に関する実習）および実習の事前・事後指導
博物館実習Ⅱ	1 (通年・集中)		1	登録博物館等での実務実習。実施時期は受入博物館等の定めるところによる。

- (1) 実習Ⅱを履修しようとする者は、実習を希望する前年度(一般に3年次)の12月～1月上旬に開催される実習説明会に出席の上、出身都道府県を基本として、登録博物館あるいは博物館相当施設に実習の受入依頼をしておくこと。
- (2) 「博物館実習受講願い」を、実習を希望する年の 1月下旬(提出期限は年度ごとに別途掲示する) までに所属学部の教務・学生支援係に提出すること。
- (3) 博物館実習Ⅰ・Ⅱの受講科目の登録は4年次前学期で行うこと。
- (4) 実習Ⅰ及びⅡの成績評価は、学芸員資格専門委員会で行う。
- (5) 実習Ⅱに必要な教材等は受講生が各自準備することを原則とする。
- (6) 実習Ⅱに必要な費用は個人負担とする。